

## 令和2年度青森県私立高等学校専攻科修学支援金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、私立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、令和2年度予算の範囲内において、私立高等学校専攻科に在学する生徒等に対し、青森県私立高等学校専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)を支給することとし、その支給については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (規則の適用)

第2 専攻科支援金は、規則第2条第1項第3号に規定する相当の反対給付を受けない給付金であって知事が定めるものとする。

### (定義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校専攻科 高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科をいう。
- (2) 保護者等 生徒に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。)がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒(当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)をいう。

### (専攻科支援金の支給等)

第4 専攻科支援金は、県内の私立の高等学校専攻科に在学する生徒等であつて次に掲げる要件の全てに該当することについて知事の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)に対して支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校専攻科に在学した期間が通算して24月(高等学校専攻科が定める修業年限がこれに満たないものであつて知事が必要と認めるものについては、当該修業年限)を超えない者
- (4) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる次のいずれかに該当する者
  - ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者
  - イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者

- (5) 高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者
- 2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める時点から支給の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると知事が判断した場合は、この限りでない。
- (1) 退学又は3か月以上の停学の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月
- 3 専攻科支援金の支給期間は、最大で24月とする。ただし、高等学校専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限とする。
- 4 専攻科支援金は、受給権者が在学する高等学校専攻科（以下「支給対象高等学校専攻科」という。）の設置者が、受給権者に代わって専攻科支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

（専攻科支援金の額）

第5 専攻科支援金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第4第1項第4号アに該当する者 支給対象高等学校専攻科の授業料(以下「授業料」という。)の月額に相当する額。ただし、35,600円を上限とする。
- (2) 第4第1項第4号イに該当する者 授業料の月額に相当する額の2分の1の額。ただし、17,800円を上限とする。

（受給資格の認定等）

- 第6 専攻科支援金の支給を受けようとする生徒等は、知事に対し、学校設置者を通じて、青森県私立高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請書（別紙様式1）に課税証明書等を添えて申請しなければならない。
- 2 学校設置者は、生徒等から前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を取りまとめ、知事に対し、青森県私立高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請者一覧（別紙様式2）及び個人対象要件証明書（別紙様式3）を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による受給資格認定申請者一覧を受理したときは、必要な事項を審査の上、その認定又は不認定を決定し、その結果を学校設置者に通知する。
- 4 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒等に通知しなければならない。

（収入の状況の届出等）

第7 受給権者は、毎年度、別に定める日までに、知事に対し、学校設置者を通じて、青森県私立高等学校専攻科修学支援金収入状況届出書等（別紙様式1による届出書に保護者等課税証明書等を添付したもの。以下「収入状況届出書等」という。）を提出しなければならない。ただし、この要綱の規定により既に課税証明

書等を提出している場合にあつては、当該届出書のみを提出すれば足りる。

- 2 受給権者は、保護者等の収入の状況について変更があつたときは、知事に対し、学校設置者を通じて、収入状況届出書等を提出しなければならない。
- 3 知事は、受給権者が正当な理由なく収入状況届出書等を提出しないときは、専攻科支援金の支給を一時差し止めることができる。
- 4 知事は、前項の規定による支給の一時差し止めを決定したときは、その旨を学校設置者に通知する。
- 5 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその旨を当該受給権者に通知しなければならない。

(支給の停止及び再開の申出等)

第8 専攻科支援金は、受給権者が学校を休学する場合において、当該受給権者が知事に対し、学校設置者を通じて、青森県私立高等学校専攻科修学支援金支給停止申出書(別紙様式4)により申し出たときは、その申出をした日(当該申出が学校設置者に到達した日をいう。)の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨を知事に対し収入状況届出書等を添付した青森県私立高等学校専攻科修学支援金支給再開申出書(別紙様式5)を提出することにより申し出た日(当該申出が学校設置者に到達した日をいう。)の属する月までの間、その支給を停止する。

- 2 知事は、前項の規定による申出書を受理したときは、必要な事項を審査の上、専攻科支援金の支給停止又は再開を決定し、その結果を学校設置者に通知する。
- 3 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を受給権者に通知しなければならない。

(受給事由消滅の届出等)

第9 学校設置者は、受給権者に係る専攻科支援金の支給を受ける事由が消滅したときは、知事に対し、青森県私立高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅者一覧(別紙様式6)を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による受給資格消滅者一覧を受理したときは、必要な事項を審査の上、その結果を学校設置者に通知する。
- 3 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒等に通知しなければならない。

(受給権者の氏名変更の届出)

第10 学校設置者は、受給権者の氏名に変更があつたときは、知事に対し、青森県私立高等学校専攻科修学支援金受給権者氏名変更届出書(別紙様式7)を速やかに提出しなければならない。

(授業料の額の提出等)

第11 学校設置者は、学則その他の当該私立高等学校専攻科の授業料の額を証明する書類の写しを知事に提出しなければならない。当該授業料の額を変更したときも、同様とする。

- 2 学校設置者は、当該私立高等学校専攻科に在学する受給権者について、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

(申請書等)

第12 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 令和2年度青森県私立高等学校専攻科修学支援金交付申請総括表(第2号様式)
- (2) 令和2年度青森県私立高等学校専攻科修学支援金交付申請額内訳表(第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(専攻科支援金の交付の条件)

第13 次に掲げる事項は、専攻科支援金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 交付の決定がなされた専攻科支援金の額に変更が生じるときは、あらかじめ令和2年度青森県私立高等学校専攻科修学支援金変更交付申請書(第4号様式)に変更の理由を記載した次の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けること。
  - ア 令和2年度青森県私立高等学校専攻科修学支援金変更交付申請総括表(第2号様式)
  - イ 令和2年度青森県私立高等学校専攻科修学支援金変更交付申請額内訳表(第5号様式)
  - ウ その他知事が必要と認める書類
- (2) 専攻科支援金に係る経理の状況その他専攻科支援金の支給事務に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和3年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (3) 専攻科支援金の支給事務の遂行に当たって知り得た事実を他に漏らしてはならないこと。

(申請の取下げの期日)

第14 規則第7条第1項の規定による専攻科支援金の交付の申請の取下げの期日は、専攻科支援金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(専攻科支援金の交付方法)

第15 専攻科支援金は、概算払により交付する。

(専攻科支援金の請求)

第16 専攻科支援金の請求は、令和2年度青森県私立高等学校専攻科修学支援金請求書(第6号様式)を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(状況報告)

第17 規則第10条の規定による報告は、知事が報告を求めた場合において、専攻科支援金の支給の状況を記載した状況報告書を別に定める日までに提出して行

うものとする。

(実績報告)

第18 規則第12条の規定による報告は、令和3年3月31日までに、令和2年度青森県私立高等学校専攻科修学支援金実績報告書(第7号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 令和2年度青森県私立高等学校専攻科修学支援金実績報告総括表(第2号様式)
- (2) 令和2年度青森県私立高等学校専攻科修学支援金実績報告額内訳表(第8号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(その他)

第19 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行し、4月1日以降に私立高等学校専攻科に在学する生徒等に係る専攻科支援金について適用する。